

こんな場合は**契約を取り消す**ことができます

○クーリング・オフできる条件が整っている場合

訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間無条件で解約できます。



○事業者の不適切な勧誘によって、消費者が誤認・困惑して契約した場合

事業者が重要なことについて事実でないことを言った場合**【不実告知】**



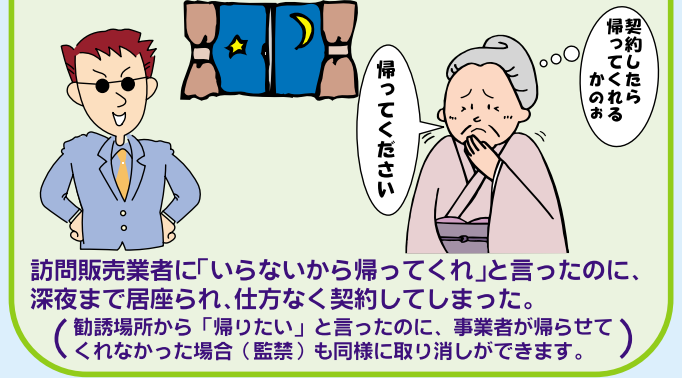
事業者が不確実なことを断定的に言った場合**【断定的判断】**



消費者に有利なことだけ言って、不利益なことを故意に言わなかった場合**【不利益事実の不告知】**



「帰って欲しい」と言ったのに、事業者が帰らなかった場合**【不退去】**



○未成年者が法定代理人の同意を得ないで契約した場合

○契約する際にだまされたり(詐欺)、脅されたり(強迫)して契約した場合